

令和 7 年度決算概要について

1 被保険者について

府中市の人口は 26 万人前後で推移しているが、被保険者については、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行及び社会保険の適用拡大に伴い、前年比約 2.1 % の減となっている。

2 歳入について

国民健康保険税の税収については、被保険者数は減少したが、課税限度額の引き上げや、課税対象の所得が増加したことなどから、決算額は令和 6 年度に比べ増額となった。また、各市区町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて東京都に納付する国民健康保険事業費納付金が約 5 億 4 千万円の歳出減となり、前年度繰越金が約 1 億 4 千万円歳入増となったことなどから、参考資料 3 にも記載がある法定外一般会計繰入金（赤字補填額）であるその他一般会計繰入金が減となったため、一般会計からの繰入金が約 40 億円と前年度から約 6 億 9 千万円の減となった。

なお、歳入全体では、前年度から約 1 億 5 千万円の減額となった。

3 歳出について

総務費について、資格確認書更新に要する経費、郵便料の値上げ、窓口派遣職員を配置したことによる手数料の増、職員給与や月額制会計年度任用職員報酬の増等により、前年度から増額となった。

保険給付費では、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費において、支給件数が減となったものの、いずれも支給額は増加し、結核・精神医療給付金は件数増に伴い支給額も増となった。一方、出産育児諸費及び葬祭諸費については支給件数の減に伴い支給額も減少した。傷病手当金についても、支給対象が令和 5 年 5 月 7 日以前に新型コロナウイルスに罹患した方であることから、令和 7 年度は支出が発生しなかった。保険給付費全体としては、前年比約 3 億 7 千万円の増となった。

また、事業費納付金については、約 5 億 4 千万円の減額となり、保健事業についても減となった。諸支出金においては、保険税の過誤納還付金及び加算金は減となったものの、国庫・都支出金の返還は微増となった。

なお、歳出全体では、前年度から約 1 億 5 千万円の減額となった。

用語について

1 【歳入】

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 国庫支出金 | 東日本大震災により保険税及び一部負担金を減免した場合の国からの補助金 |
| (2) 都支出金 | 保険給付費等交付金及び都補助金 |
| (3) 繰入金 | 一般会計から国保特別会計への繰入金 |
| (4) 諸収入 | 保険税延滞金、第三者納付金や療養給付費返納金などの収入 |

2 【歳出】

- | | |
|----------------|--|
| (1) 総務費 | 関係職員の人件費、システムの使用料及び管理事務費等 |
| (2) 療養給付費 | 入院・入院外・歯科・薬剤等に係る費用 |
| (3) 療養費 | 補装具（コルセット等）、施術（柔道整復・はり・きゅう・マッサージ等）や海外療養費等に係る費用 |
| (4) 高額療養費 | 保険適用分の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に給付される費用 |
| (5) 移送費 | 重病での入院や、緊急転院などの移送費用（医師の指示が必要） |
| (6) 出産育児諸費 | 国民健康保険の加入者が出産した時に支給される費用 |
| (7) 葬祭諸費 | 国民健康保険の加入者が死亡した時に、葬祭を行った方に支給される費用 |
| (8) 結核・精神医療給付費 | 結核・精神等の疾病に係る本人負担額相当に対する給付金 |
| (9) 傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に係る費用 |
| (10) 事業費納付金 | 国民健康保険事業が平成 30 年度から東京都との共同運営となったため、医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて東京都が算定した額を納付する。 |
| (11) 保健事業費 | 特定健康診査や特定保健指導等に係る費用 |